

総合研修センターの指定管理予定者の選定結果について

1 概要

(1) 施設概要

名称：総合研修センター

所在地：川崎市川崎区日進町5番地1

業務範囲：

- (ア) 人材育成研修
- (イ) 高齢者、障害者、障害児等の保健福祉情報の収集及び提供（図書、視聴覚資料、機材等の貸出等）
- (ウ) 福祉機器の普及啓発
- (エ) その他目的達成に必要な事業
- (オ) 備品等機器の管理及びこれらの使用に関する業務
- (カ) 自動販売機の設置、管理
- (キ) その他、施設の管理、運営に必要と認められる業務

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 指定管理予定者の概要

名称：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

所在地：川崎市中原区上小田中6丁目22番5号

- 事業実績：
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - 5 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業
 - 6 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - 7 共同募金事業への協力
 - 8 川崎市福祉パルの受託経営

- 9 福祉人材バンクの業務の実施
- 10 ボランティア活動の振興
- 11 川崎市あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業、成年後見支援センター運営事業）
- 12 福祉サービス利用事業
- 13 ふくし相談事業
- 14 居宅介護等事業の経営
- 15 介護保険法に基づく第1号訪問事業の経営
- 16 障害福祉サービス事業の経営
- 17 生活福祉資金貸付事業
- 18 総合研修センター事業
- 19 社会福祉法人経営改善支援事業
- 20 地域生活支援SOSかわさき事業
- 21 老人いこいの家事業の経営
- 22 老人福祉センター事業の経営
- 23 老人福祉・地域交流センター事業の経営
- 24 その他この法人の目的達成のため必要な事業

※指定管理者の決定は、令和7年第3回市議会定例会（9月議会）における指定議案可決後となります。

2 選定の経緯

令和7年4月 募集開始

令和7年6月 募集締切り

令和7年7月 民間活用事業者選定評価委員会指定管理高齢者施設部会（1）

令和7年8月 指定管理予定者を決定

3 応募状況

応募団体：2団体（社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、はっぴねす事業協同組合）

4 民間活用事業者選定評価委員会指定管理高齢者施設部会（1）委員

（委員長）峯尾 武巳（特定非営利活動法人介護の会まつなみ理事長）

尾石 恵美子（一般社団法人川崎市介護支援専門員連絡会副会長）

谷川 淳（公認会計士）

八木 美智子（公益社団法人川崎市看護協会常務理事）
鬼塚 香（駒澤大学文学部社会学科 准教授）

5 選定理由

当法人の提案は、条例及び施行規則に定められた管理の基準を満たすものとなっている。
また、応募書類、プレゼンテーションを通じて、主に次に掲げる点が評価を得て指定管理予定者として選定された。

- ・地域リハビリテーションの取組を理解し、総合研修センターの役割を踏まえた提案となっている点
- ・当法人の会員である、社会福祉法人とのネットワークや、当法人が運営する福祉人材バンク、ボランティア活動振興センターとの連携等の強みを活かした提案内容となっている点

6 審査結果（※基準点450点以上）

選定基準	配点	指定管理予定者	はっぴねす 事業協同組合
①施設の設置目的の達成及びサービスの向上	250点	160点	170点
②施設機能の発揮と管理経費の縮減	250点	138点	150点
③事業の安定性及び継続性の確保への取組	100点	64点	66点
④応募団体自身に関する項目	75点	50点	44点
⑤応募団体の取組に関する事項	75点	45点	47点
実績評価点		37.5点	0点
合 計	750点	494.5点	477点

7 指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容

項 目	事業内容
管理運営の基本方針	支援を必要とする方が可能な限り住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、高齢者・障害者・障害児等の福祉を増進するため、川崎市を始めとした関係機関と連携し、支援に関する最新かつ専門的な技術や知識の取得に関する研修・講座を開催することで福祉人材の確保・育成・定着支援・福祉サービスの質の向上を図る。
人材育成・研修に向けた取組方針	分野ごとの課題を踏まえた研修について、次のとおり実施する。 （高齢者支援）介護に関する基礎的な技術・知識、医療知識、組織経営、多職種連携・チームケア等に係る研修 （障害者支援）三障害の基礎知識、難病や高次脳機能障害のある方、高齢障害者等への支援に係る研修 （障害児支援）障害児支援、医療的ケア児の支援、家族支援、相談支援等に係る研修
事業の周知方法	指定管理予定者が持つ、高齢者、障害者、障害児等に関する地域の福祉施設・事業所とのネットワークを活用し、事業の周知を行う。
その他の事業提案	セカンドキャリアで福祉の仕事を選択する方や潜在的有資格者に対する研修の実施、「社会的ひきこもり状態にある方」への社会参加・就労に向けた機会の提供

(川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課計画推進係 TEL044-200-2652)